

築上町農業公園の官民連携による活性化の可能性に係る サウンディング実施要領

1 サウンディング実施の背景と対象施設

(1) サウンディング実施の背景

築上町農業公園（以下、「アグリパーク」という。）は、町民が町の産業基盤である農業への関心と理解を深める体験・レクリエーションの活動拠点として設置されたものです。開園後 30 年近く経過し、貸農園の利用は少なく、ハウスの温室は未利用であり、管理棟のレストランは閉鎖されたままで、老朽化及び劣化が進んでいます。

町は官民連携により民間の収益事業を取り込むことでアグリパークの活性化を目指しています。現在、町が負担しているアグリパークの管理運営費(令和 4 年度実績概ね 17,500,000 円)相当を指定管理料として事業者支払い、事業者は公園を管理しつつ収益事業を展開することをイメージしています。これに参画する民間事業者の有無を確認するとともに、事業実施する上で必要となる事業条件等についての意見等を収集するため、サウンディング調査を行います。

(2) 対象施設等の概要

- ・位置 築上町大字湊 1292 番地ほか（詳細地番は別紙のとおり）
- ・サウンディングの対象施設等は下表のとおり

施設名	施設内訳	改修予定等	管理運営予定者	
			町	事業者
管理棟	レストラン、ショップ、ホール、管理事務所	事業者が町の承認を受けた事業計画に基づき改修し事業実施する。		○
農園	学習農園			○
	家族農園、棚式農園	事業者が町の承認を受けた事業計画に基づき改修し事業実施する。		○
広場等	花壇、ハーブ園	同上		○
	フットサルコート外	同上		○
	芝生広場、野外ステージ	特になし		○
	水辺広場、クレイ広場、駐車場、ストレッチ広場、スケートボードリンク、屋外トイレ	事業者が町の承認を受けた事業計画に基づき改修し事業実施する。		○
農具庫	学習農園農具庫	事業者が公園管理用として使用する。		○
	家族農園農具庫	同上		○
研修棟	休憩所、多目的ホール			○
ハウス	ハウス	事業者が町の承認を受けた事業計画に基づき改修し事業実施する。		○
作業棟	作業室、事務室	同上		○
陶房棟	陶芸工房			○

2 サウンディングの実施内容

(1) 事業の概要

本事業はアグリパークの一部(1(2)に示す施設等)において民間事業者が収益事業を行うとともに、都市公園法に基づく「公募設置管理許可制度」及び地方自治法に基づく「指定管理者制度」を活用し事業を実施することを予定しています。

(2) 求める提案内容

サウンディング実施に当たっては、事前に提出していただく様式 3「エントリーシート」の内容に沿って個別対話方式にて実施します。必要に応じ、個別対話を複数回行うこともあります。求める提案内容は以下のとおりです。

ア 1(2)の表に示す事業展開の可能性

事業化のコンセプト及び内容(事業スケジュール、事業計画及び収支イメージ)に係る提案・アイデアを受けます。

なお、提案・アイデアについては、必ずしも現行の法規制に捉われない、自由な提案を行うことを求めます。ただし、実現可能性の高い提案・アイデアとしてください。

イ 意見・要望

上記アの実施に当たって、事業条件等に係る意見・要望を受けます。

(3) サウンディングの実施

(2)で求めた提案内容を中心に、サウンディング・意見交換を行います。なお、企業の知的財産の保護のため、非公開で行います。

(4) 結果の公表

本調査の実施結果について、概要を町ホームページで公表します。なお、参加者の名称、詳細及び企業独自のアイデアやノウハウに関することは公表しません。

(5) 事業者公募

意見交換の結果を踏まえて、令和5年度中にアグリパークの管理運営事業者の公募を行う予定です。

3 参加に当たっての注意事項

(1) 参加の扱い

サウンディングへの参加は、後に実施する予定であるアグリパークの管理運営事業者の公募において優位性を持つものではありません。

(2) 参加に要する費用

サウンディング参加に伴う費用については、すべて参加者の負担とします。

(3) 追加のお伺い

必要に応じて、サウンディング後にも町から質問をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 参加者の制限

次に該当する者はサウンディングに参加できません。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する欠格事由に該当する者

イ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項及び第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定し

た者を除く。)

ウ 国税及び地方税を滞納している者

エ 築上町暴力団排除条例第2条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

オ 連携協力企業等（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行うものを行う。）がある場合は、当該協力企業等がアからエまでのいずれかに該当する者

カ その他、関係法令等に違反している者

(5) サウンディングの対象者

法人のみを対象とし、単体、グループ、いずれの提案も認めます。

4 サウンディングのスケジュール

項目	期日(令和5年)	内容
実施要領等の公表	8月4日(金)	町ホームページに公表
現場説明会の申込受付期間	8月10日(木)まで	様式1に記入の上、メールで送信
現場説明会	8月21日(月)13:30から	
質問受付期間	8月21日(月)から8月24日(木)まで	・様式2を添付したメールを送信 ・町からの「質問書受理」のメールを確認
質問回答期限	8月28日(月)	・町は様式2に記載のメールアドレスに回答書を送付 ・メール受信後に「回答書受理」で返信
企画提案書の提出期限	9月4日(月)17:00必着	様式3、4を添付の上、連絡先に提出
個別対話の実施	9月19日(火)から9月25日(月)までの期間 *1時間程度	・実施日時を要望に基づき調整します。 ・場所:築上町役場
実施結果の報告	10月上旬	町ホームページに公表

※メール送信先アドレス:kikakukeikaku@town.chikujo.lg.jp

【連絡先】

築上町企画財政課企画計画係

〒829-0392 福岡県築上郡築上町大字椎田 891-2

電話:0930-56-0300 E-mail:kikakukeikaku@town.chikujo.lg.jp

詳細地番

築上町	大字湊	1275-3
築上町	大字湊	1276-1
築上町	大字湊	1279-1
築上町	大字湊	1283-1
築上町	大字湊	1283-3
築上町	大字湊	1289
築上町	大字湊	1292
築上町	大字湊	1304
築上町	大字湊	1308
築上町	大字湊	1280-1